

西条市議会中継に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、西条市議会基本条例（平成28年西条市条例第28号）第9条に規定する説明責任を果たすとともに、同条例第11条に基づき、市民に開かれた議会を推進するため、西条市議会（以下「議会」という。）が実施する議会中継に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中継映像 本会議場の設備を用いて撮影した映像及び音声をいう。
- (2) ライブ中継 中継映像を会議と同時にインターネットにより配信し、並びに庁舎、支所庁舎及びサービスセンター庁舎（以下「支所等」という。）に設置した映像装置により放映することをいう。
- (3) 録画配信 中継映像を編集の上、後日インターネットにより配信し、公開することをいう。

(対象とする会議)

第3条 ライブ中継及び録画配信（以下「議会中継」という。）を行う会議は、本会議とする。ただし、秘密会を開く場合は、この限りでない。

(議会中継の実施)

第4条 ライブ中継は、原則として開会又は開議から閉会、散会又は延会まで行うものとする。

- 2 議会中継は、外部事業者が提供する動画共有サービスを利用して配信する。
なお、当該サービスの仕様変更、停止又は終了その他議会の責めによらない事由により、録画配信の全部又は一部を継続して公開できない場合がある。
- 3 議長は、機器障害、災害その他不測の事態が発生したときは、議会中継を中止し、又は中断することができる。

(撮影対象)

第5条 議会中継における映像は、主として発言者を撮影したものとする。

(中継映像の編集)

第6条 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、録画配信において当該箇所を削除その他適当な方法により編集するものとする。

- (1) 議長が発言の取り消しを命じたとき。
- (2) 西条市議会会議規則（平成16年西条市議会規則第1号）第65条の規定により発言が取り消されたとき。
- (3) 個人情報その他公開することが適当でない情報が含まれると議長が認めたとき。

(4) 西条市情報公開条例（平成１６年西条市条例第１１号）第６条に規定する不開示情報に準ずる内容が含まれると議長が認めたとき。

２ ライブ中継については、前項の編集を行わない。

（議会中継の位置付け）

第７条 議会中継は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１２３条に規定する会議録とは異なる旨を明示するものとする。

（著作権等）

第８条 議会中継に係る映像、音声、静止画その他一切の著作物に関する著作権は、西条市に帰属する。

２ 前項の規定によるものは、西条市議会が管理する。

（映像等の利用制限）

第９条 議会中継の映像、音声又は静止画については、著作権法（昭和４５年法律第４８号）により認められる場合を除き、議長の許可なく複製、転載、編集、配信、上映その他二次利用をしてはならない。

２ 何人も、議会中継の映像等を利用して、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 公序良俗に反する行為

(2) 議員、市長その他執行機関、職員その他第三者に対する誹謗中傷又は名誉若しくは信用を毀損する行為

(3) 虚偽情報、誤解を招く情報又は事実を歪曲した情報の発信

(4) 営利目的その他議会中継の趣旨に反する利用

（二次利用の許可）

第１０条 議長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、議会中継の二次利用を許可するものとする。

(1) 議会又は市の広報活動に資するとき。

(2) 報道、学術研究、教育その他公益性を有すると認められるとき。

(3) 前項に掲げるもののほか、議長が特に必要と認めるとき。

２ 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を議長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、所在地、名称及び代表者名）

(2) 利用目的

(3) 利用方法及び公開媒体

(4) 利用期間

(5) 前項に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項

３ 議長は、第１項の許可に際し、必要な条件を付することができる。

４ 議長は、第１項の許可を受けた者が、許可に係る条件に違反したとき又は議

会中継の適正な運用に支障があると認めるときは、その許可を取り消すことができる。

（削除要請等）

第 1 1 条 議長は、この訓令に違反する利用があると認めるときは、当該利用者又は関係事業者に対し、削除要請その他必要な措置を講ずるものとする。

（免責）

第 1 2 条 議会中継は、通信環境、機器障害その他の事由により正常に視聴できない場合がある。

2 西条市議会は、議会中継の利用により生じた損害について、その責を負わない。

（庶務）

第 1 3 条 議会中継に関する庶務は、議会事務局において処理する。

（その他）

第 1 4 条 この訓令に定めるもののほか、議会中継に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。